

# 小柴ホール使用内規

制定：平成16年9月15日

改正：平成19年3月7日

改正：平成19年6月20日

## (目的)

第1条 この内規は、東京大学理学系研究科・理学部1号館2階小柴ホール(以下「ホール」という。)の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

## (使用の範囲)

第2条 ホールは、次の用途に使用することができる。

- (1) 理学系研究科及び理学部(以下「本研究科」という。)が主催する会議等の会合
- (2) 本研究科等の専攻、施設及びセンターが主催する会議等の会合
- (3) 本研究科等の教授又は准教授が主催する会議
- (4) 本研究科等の教授若しくは准教授が関係する学会その他の学術団体が主催する学術に関する会合
- (5) 前各号に定めるもののほか、研究科長が適当と認めた会合等

## (使用者の範囲)

第3条 ホールを使用することができる者は、原則として本研究科等の教職員及びその紹介を受けた者並びにホールで開催される会合に参加する者とする。

## (使用申込み)

第4条 ホールを会合等に使用しようとする者は、所定の申請書に記載し、研究科長に願い出てその許可を得なければならない。

2 ホールの使用の申込みは、次の区分に従い所定の日以降受け付けるものとする。

- (1) 本研究科等が主催する会議及び行事 随時
- (2) 本研究科等の教授又は准教授が主催する国際会議 使用しようとする日の2年前の日
- (3) 本研究科等の教授若しくは准教授が主催する会議、関係する学会その他の学術団体が主催する学術に関する会合 使用しようとする日の1年前の日
- (4) 本研究科等の専攻及び施設並びにセンターが主催する会議等の会合 使用しようとする日の6月前の日
- (5) 本学他部局の教職員が主催する会議、関係する学会その他の学術団体が主催する学術に関する会合 使用しようとする日の3月前の日
- (6) 研究科長が適当と認めた会合等 随時

## (申込みの受付)

第5条 使用申込みがあったときは、同一日時の使用許可がすでに与えられていない場合に限り、仮受付をする。

## (使用許可)

第6条 仮受付をした者が、所定の申請書で使用申込みをしたときは、速やかに使用の許可を与え

るものとする。ただし、会合の区分についての疑義がある場合又は既存の基準によって決定できないときは、研究科長の判断により使用許可を与えるものとする。

(使用許可の取消)

第7条 研究科長は、使用申込みに記載された事項が事実と反するときは、すでに許可された使用許可を取消することができる。

(使用料等)

第8条 使用者は、別表に定める施設使用料等を納付しなければならない。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 本研究科等の教授会、委員会
- (2) 本研究科等の授業
- (3) 本研究科等の卒業式等行事
- (4) 研究科長が適当と認めたもの

(使用料等の納付)

第9条 使用料等は、原則として使用前に納付するものとする。

- 2 使用時間を超過した場合は、別に超過時間分の使用料等を徴収する。
- 3 既納の施設使用料は、返納しない。ただし、天災、事変その他不可抗力により使用不能になったときに限り、その一部又は全部を返納するものとする。
- 4 使用の許可を受けた者が、その使用を取消す場合には別表に定める取消料を納付しなければならない。

(原状回復)

第10条 使用中に建物、備品等を毀損又は滅失したときは、使用の許可を受けた者がこれを原状に復さなければならない。ただし、原状回復が困難と認められる場合には、その損害を賠償させるものとする。

- 2 ホール等を使用する者は、原則として机、椅子等の備品を室外に移動してはならない。

(管理のための出入り)

第11条 次の号に定める場合には、使用中であっても随時立入ることができる。

- (1) 停電等ホールの設備の故障のとき
- (2) 火災、地震等非常災害の発生したとき
- (3) ガラスの破損等建物が毀損したとき
- (4) 急病人等の措置のとき
- (5) 利用者から立入り要請があったとき
- (6) その他、管理上特に必要と認めたとき

別表(第 8 条、第 9 条関係)

小柴ホール使用料

1. 使用料

学外

2 時間	半日	1 日
12,500 円	25,000 円	50,000 円

学内

2 時間	半日	1 日
7,500 円	15,000 円	30,000 円

理学系研究科内

2 時間	半日	1 日
2,500 円	5,000 円	10,000 円

※ (1) 半日は 4 時間相当、1 日は 8 時間相当とする。

使用時間は原則 9:00～17:00 とする。

(2) 学内・理学系研究科内の料金適用は、参加構成員の構成比による。(構成比：過半数)

(3) 外部資金の支援をうけたシンポジウム等は原則学外扱いとし、研究科長の判断により学内扱いとすることができる。

2. キャンセル料(取消料の徴収)

使用の許可を受けた者の都合で使用を取消す場合は、次により取消料を徴収する。

使用料の納付がされていない場合は取消料を徴収することとし、使用料の納付がされている場合は取消料を差し引いた金額を返金する。(100 円未満の端数は、100 円に切り上げて計算する。)

- ・使用日前 1 月以内は使用料の 30%
- ・使用日前 14 日以内は使用料の 50%
- ・使用日当日は全額